平成２８年（フ）第６６３号
広島市中区幟町５番25―1202号
債務者　七條瑠美子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６７号
広島県東広島市高屋町中島227番地５　山崎マンション８号
債務者　乗貞不可止
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７５号
広島市東区戸坂出江１丁目７番20―602号スクエア33
債務者　松村　保枝
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３３号
愛媛県伊予郡砥部町宮内1885番地106
債務者　山本　将太
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５９号
愛媛県松山市西石井１―10―17　アイリッシュコート106号、住民票上の住所愛媛県新居浜市沢津町２丁目１番39号
債務者　加地久仁子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５号
長崎県壱岐市郷ノ浦町柳田触703番地
債務者　平田　令子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２８年（フ）第２９１号
宮崎市大字熊野638番地１　セジュール川添Ａ棟202号
債務者　佐山　怜央
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７９号
長野県諏訪市大字上諏訪6666番地68
債務者　加藤　信行
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６９号
長野県下伊那郡下條村睦沢620番地
債務者　髙木　弘恵
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１７９号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字越浦129番地　小鳴門マンション202号室、旧住所徳島県鳴門市鳴門町高島字中島36番地の１
債務者　吉永　好孝
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０３号
福井県越前市三ツ口町30番地
債務者　墨炎こと　竹内　　明
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
福井市新田塚１丁目88番11号、旧住所福井県あわら市温泉４丁目1210番地
債務者　吉田　竜也（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
福井市深見町第96号48番地
債務者　青山　直美（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
福井県鯖江市下河端町第59号58番地１
債務者　古村留美子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
長野県駒ヶ根市赤穂3003番地７　メゾンイトウ３号室
債務者　松田　節子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４３７号
兵庫県尼崎市立花町３丁目５番11号　テラスハウス
債務者　濵﨑　茂巳
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５００号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目７番20号
債務者　柳澤よし子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係